

令和6・7年度 物品納入・役務の提供等
入札参加資格審査申請（追加受付）の手引き

令和6年5月
霞台厚生施設組合

1 申請方法及び受付期間

・申請書類の提出先

〒311-3433 茨城県小美玉市高崎 1824-2

霞台厚生施設組合 総務課

・申請方法（紙申請）

書留郵便による提出のみ

※受領書を必要とするものは、切手（84 円分）を貼り、あて先を明記した返信用封筒（はがき可）を同封してください。同封のない場合、受領書は送付いたしません。

・受付期間

令和 6 年 5 月 20 日（月）から令和 6 年 5 月 24 日（金）まで

※令和 6 年 5 月 24 日（金）消印有効

重要

申請書類の郵送に当たり、未達等のトラブルを防止するため、書留郵便（一般書留、簡易書留のいずれか）で提出してください（宅急便、レターパック不可）。郵便局発行の書留郵便物受領証（ラベル控え）は、申請書類を提出したことを証明するものですので、大切に保管してください。

2 入札参加資格者名簿の登載期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 提出書類

・別紙 提出書類リスト（1 から 16 まで）に掲げる順に綴じ込みをし、A4 判のフラットファイル（金属を使用していないもの）で提出してください。17 返信用封筒（希望者のみ）：郵送により、受領書（受付票）を必要とする場合は、切手（84 円分）を貼り、あて先を明記した返信用封筒（はがき可）を同封してください。

4 審査資格結果の決定等

・審査の結果、入札参加資格を決定した申請者は、霞台厚生施設組合物品納入・役務の提供等の入札参加資格者名簿に登載されます。

留意事項 { 霞台厚生施設組合では、業務等の発注にあたり、地域経済の活性化及び地元企業の育成のために組合構成市町内企業等へ優先的に発注をしております。令和 5 年度以前に組合構成市町外業者の方で業務等の契約をしている場合でも、令和 6 年度以降、入札参加有資格者名簿へ登載されても指名及び契約を確約するものではありませんのでご了承ください。

5 申請書作成上の留意事項

・申請書等は、ペンまたはボールペン（黒色）で記入したものもしくはパソコンで入力し印刷したものを提出してください。

・添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前 3 ヶ月以内の証明日のもの）を提出してください。

6 提出書類の説明

1) 別紙 提出書類リスト

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。
太枠で囲った申請者確認欄に提出する書類のチェックを入れ提出してください。

2) 入札参加資格審査申請書（物品納入・役務の提供等）

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。
必要事項を記載し、代表社印（実印）を押印してください。
今後、メールにてご案内する場合がありますので、メールアドレスの記入をお願いします。

3) 入札参加希望営業種目一覧表

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。
入札参加を希望するものについては、希望欄に「○」を記入してください。
物品については、許可・登録・取扱メーカー・特記事項等があれば備考欄に記入してください。
役務については、許可・登録・特記事項等があれば備考欄に記入してください。

4) 営業所一覧表

任意様式
本店（本社）の他に営業所がある場合、提出してください。

5) 業務（物品納入）実績調書

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。（記載項目が同一なら自社様式で可）
直近 2 年間の実績を記入し、提出してください。官公庁への実績だけではなく民間のものも含んだ主な実績を記載してください。
「発注者」及び「業務名」「納入物品名」等から個人が特定されないよう記載には注意してください。

6) 営業に関し、法律上必要とする許可・登録等の写し

申請を行う営業種目について、その営業を行ううえで必要な許可等を取得している場合は、営業種目一覧表の「保有資格の有無」の欄に○をつけて各登録官署が発行する証明書等の写しを添付してください。
また、代理店、特約店等があるときも証明書等の写しを添付してください。

添付する証明書等は、申請日時点で有効なものが必要です。

例 医薬品の販売 → 医薬品販売業許可証
バス運行業務 → 一般貸切旅客自動車運送業の許可書

7) 財務諸表 又は 決算書（直近 1 年間）

●法人の場合

直前の期末における貸借対照表及び損益計算書

●個人事業主の場合

直近の確定申告書、青色申告決算書の写し等

- 8) 登記事項証明書（全部事項証明書謄本の写し）・身分証明書の写し
申請日以前3ヶ月以内の証明日のものを提出してください。
- 法人の場合
履歴事項証明書又は現在事項証明書
 - 個人事業主の場合
身分証明書の写し（本籍地の市区町村窓口で発行）
- 9) 納税証明書の写し（国税の納税証明書（提出必須））
申請日以前3ヶ月以内の証明日のものを提出してください。
- 法人の場合
税務署が発行した法人税・消費税及び地方消費税に未納がないことを証する**納税証明書**（その3の3）
 - 個人事業主の場合
税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する**納税証明書**（その3の2）
- 10) 納税証明書の写し（茨城県税の納税証明書（茨城県に対し、納税義務があるとき（茨城県内に事業所・営業所等がある）））
申請日以前3ヶ月以内の証明日のものを提出してください。
- 法人の場合
茨城県内の県税事務所が発行したすべての県税に未納がないことを証する**納税証明書**（様式第40号の4（イ））
 - 個人事業主の場合
茨城県内の県税事務所が発行したすべての県税に未納がないことを証する**納税証明書**（様式第40号の4（イ））
- 11) 完納（納税）証明書の写し（各構成市町の市町税の完納（納税）証明書（各構成市町に対し納税義務があるとき（各構成市町内に事業所・営業所等がある）））
- 法人の場合
すべての市町税に未納がないことの証明書 **完納（納税）証明書**
 - 個人事業主の場合
すべての市町税に未納がないことの証明書 **完納（納税）証明書**
各構成市町の市町税が非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。
- ※構成市町とは、組合を構成している石岡市・小美玉市・かすみがうら市及び茨城町のことを言います。
- 12) 印鑑証明書の写し
申請日以前3ヶ月以内の証明日のものを提出してください。
- 13) 構成市町内営業所の状況報告
営業所等の状況報告書・営業所等の状況調書
各構成市町に営業所を有し、構成市町内の支店・営業所の取扱いを希望する場合に提出して下さい。

14) 委任状

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。(任意様式可)

営業所等に契約・入札事務等を委任する場合に提出してください。

15) 使用印鑑届

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。(任意様式可)

契約・入札等における使用印が印鑑証明書に登録してある実印と異なる場合提出してください。

16) 誓約書(暴力団等の照会について)及び申請者(事業者・役員)名簿

霞台厚生施設組合指定の最新の様式を、ホームページからダウンロードし使用してください。

- ・本社名で、申請書と同じ印(実印)を押印すること。
- ・「申請者(事業者・役員)名簿」を必ず添付すること。
- ・法人の場合には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。その他、相談役、顧問いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営に実質的に関与する者又は相当の責任の地位にある者も記載してください。

17) 返信用封筒(希望者のみ)

受領書(受付票)を必要とするものは、切手(84円分)を貼り、あて先を明記した返信用封筒(はがき可)を同封してください。同封のない場合、受領書は送付いたしません。